

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業

特定事業の選定

令和8年3月

高 島 市

高島市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備促進に関する法律（平成11（1999）年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項に準じて、（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に係る実施方針を令和7年12月1日に公表しました。今般、同法第7条の規定に準じて、本事業を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定に準じて、客観的評価の結果をここに公表します。

令和8年3月23日

高島市長 今城 克啓

## I 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業

#### (2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

#### (3) 公共施設等の管理者

高島市長 今城 克啓

#### (4) 事業の目的

現在の高島市環境センターは、老朽化および維持管理面の課題から平成30年2月末にガス化溶融炉を休止し、以降、市内で発生する燃やせるごみの処理は、新ごみ処理施設稼働までの暫定措置として、県外の民間事業者へ委託している状態が続いている。

本事業は、これまで実施した2回の建設候補地公募において、災害リスク等の懸念により建設用地の選定を断念した経過を十分踏まえ、令和4年12月に建設予定地として決定した安曇川町田中地先(約4.3ha)に、新たな一般廃棄物処理施設(焼却施設及びリサイクル施設)を整備するとともに、令和6年2月に策定した新ごみ処理施設整備基本計画に基づき、令和32年3月末までの管理運営を包括的に実施することを目的とする。

#### (5) 事業の内容

##### ア 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について整備、管理運営を一括して受託するDBO方式とする。

##### イ 契約の形態

事業期間は、特定事業契約締結日より令和32年3月31日までとする。

- ① 本市と事業者は、基本協定を締結する。
- ② 基本協定に基づいて、本市は、基本契約を締結する。
- ③ 基本契約に基づいて、本市は、建設事業者と建設工事請負契約を締結する。
- ④ 基本契約に基づいて、本市は、運営事業者と管理運営委託契約を締結する。

##### ウ 事業期間

事業の内訳及び期間は次のとおりとする。

- ① 焼却施設、計量棟、管理棟
  - ・設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和12年2月28日まで(3年2か月程度)

※令和 8 年度については、造成工事を実施することから現場工事に着手できないことに留意すること。

- ・管理運営期間：令和 12 年 3 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで（20 年 1 か月）

② リサイクル施設、その他

- ・設計期間：焼却施設と同時期
- ・建設期間：令和 12 年 3 月から令和 14 年 3 月 31 日まで（2 年 1 か月程度）
- ・管理運営期間：令和 14 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで（18 年）

エ 事業スケジュール（予定）

事業スケジュール（予定）は次のとおりとする。

|              |  |
|--------------|--|
| 基本協定の締結      | 令和 8 年 10 月  |
| 特定事業契約の仮契約締結 | 令和 8 年 11 月  |
| 特定事業契約の本契約締結 | 令和 8 年 12 月（見込）  |
| 設計・建設期間      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設<br/>特定事業契約締結日～令和 12 年 2 月 28 日まで<br/>（3 年 2 か月程度）</li> <li>・リサイクル施設<br/>特定事業契約締結日～令和 14 年 3 月 31 日まで<br/>（うち現場工事期間 2 年程度）</li> </ul> <p>※設計は、焼却施設と同時期とする。</p> |
| 管理運営期間       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設<br/>令和 12 年 3 月 1 日～令和 32 年 3 月 31 日まで<br/>（20 年 1 か月）</li> <li>・リサイクル施設<br/>令和 14 年 4 月 1 日～令和 32 年 3 月 31 日まで<br/>（18 年）</li> </ul>                         |

オ 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

① 設計・建設業務

- (ア) 設計業務（電波障害調査、補完的な測量・地質調査等、本業務の実施に必要な調査等を含む）
- (イ) 建設業務（本市が別途実施する敷地造成工事以外に必要な造成工事、場外余熱利用施設までの余熱供給配管・電気供給配線に係る工事を含む）
- (ウ) その他関連業務（事業者が行うべき近隣対応、本市が行う手続き等の支援）

② 管理運営業務

- (ア) 受付管理業務
- (イ) 運転管理業務

- (ウ) 維持管理業務（本市が別途実施する敷地造成工事で整備される施設、場外余熱利用施設までの余熱供給配管・電気供給配線の維持管理を含む）
- (エ) 調達業務
- (オ) 環境管理業務
- (カ) 余熱利用業務
- (キ) 啓発業務
- (ク) 情報管理業務
- (ケ) 関連業務（清掃、警備、近隣対応、見学者対応等）

## 2 従来方式により実施する場合とDBO方式により実施する場合の評価

### (1) 評価方法

本事業をPFI法に準じる事業として実施することにより、従来方式と比較して、事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上が期待できることを選定基準とし、次のとおり評価を行った。

- ・ 定量的評価
- ・ 定性的評価
- ・ 事業者に移転するリスクの評価
- ・ 上記による総合的な評価

なお、市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### (2) 定量的評価

#### ア 算出に当たっての前提条件

本事業において、従来方式により実施する場合と、DBO方式により実施する場合の市の財政負担見込額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

#### ① 事業費などの算出方法

| 項目                | 従来方式により実施する場合        | DBO方式により実施する場合 | 算出根拠  |
|-------------------|----------------------|----------------|---|
| 設計・建設業務に係る費用の算出方法 | 事前調査費<br>設計費<br>建設費等 | 同左             | ○従来方式により実施する場合<br>・設計・建設業務及び管理運営業務に係る費用については、参考見積等に基づき設定  |
| 管理運営業務に係る費用の算出方法  | 運営費<br>維持管理費等        | 同左             | ○DBO方式により実施する場合<br>・設計・建設業務及び管理運営業務(人件費)に係る費用において、コスト縮減が実現するものとして設定   |
| 資金調達に係る費用の算出方法    | 一般財源<br>起債<br>補助金    | 同左             | 【起債の条件】<br>・ 充当率：補助対象内にあつては補助金を控除した額に対して90%<br>・ 償還期間：20年<br>・ 据え置き期間：3年<br>・ 利率：起債の近年動向を踏まえて設定<br>【補助金】<br>・ 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱より設定 |
| その他の費用            | -                    | アドバイザー費        | ○DBO方式により実施する場合のみ計上   |

## ② VFM検討の前提条件

| 項目     | 値（割合） | 算出根拠  |
|--------|-------|---|
| 割引率    | 4.0%  | 「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について」（衛環第18号平成12年3月10日）で設定されている割引率4.0%を適用 |
| 物価上昇率  | 0.0%  | 物価変動は考慮せず   |
| リスク調整値 | -     | 公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識                   |

### イ 算定方法及び評価の結果

前述の前提条件を基に、従来方式で実施する場合とDBO方式により実施する場合の市の財政負担見込額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値に換算した結果について比較した。本事業を従来方式で実施する場合とDBO方式により実施する場合を比較した結果は次のとおりである。

| 項目              | 値（割合）  |
|-----------------|--------|
| ①従来方式により実施する場合  | 100.0% |
| ②DBO方式により実施する場合 | 95.4%  |
| ③VFM            | 4.6%   |

## (3) DBO方式により実施することの定性的評価

本事業をDBO方式により実施することにより、次のような定性的な効果が期待できる。

### ア 民間事業者の創意工夫の発揮によるサービス水準の向上

従来の設計・建設及び運営の各業務を各々分割して発注する場合に比べ、事業者に一括して性能発注することにより、供用開始後の運営方針に即したごみ焼却施設等の施設整備が可能となる。

また、長期的な視点で運営が実施されることによるライフサイクルコストの縮減等、民間事業者による各業務を通じた包括的な創意工夫の発揮が期待でき、より効率的かつ機能的なごみ焼却施設等の設計・建設及び管理運営の実現が期待できる。

### イ 複層的なモニタリングによる事業への安心感

市によるモニタリングに加え、事業者は独自でセルフモニタリングを実施するため、本事業の適正な履行が期待できる。

### ウ リスク分担の明確化による事業の安定運営

事業開始前からリスクを想定し、その責任を適切に分担することにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となる。それにより、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保できる。

#### **(4) 事業者に移転するリスクの評価**

DBO方式として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象とする。そのため、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

#### **(5) 総合評価**

本事業をDBO方式として実施することにより、従来方式で実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担見込額について4.6%の縮減が期待できる。また、公共サービスの水準の向上や、効果的なリスク分担が可能となる。

以上の総合評価の結果より、市は本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条の規定に準じて特定事業として選定する。